

富岡町お試し住宅ご利用時交通費・燃料代補助制度 利用規約

富岡町お試し住宅は、一般社団法人とみおかプラス(以下:事務局)が管理運営する移住体験施設です。「富岡町お試し住宅ご利用時交通費・燃料代補助制度」(以下:本制度)とは、富岡町お試し住宅を利用する方を対象とした、富岡町お試し住宅までの交通費と車両利用による燃料代の補助制度になります。

この利用規約は、事務局が運営する本制度の利用に関する条件を、本制度を利用する方と事務局との間で定めるものです。

1. 対象者

富岡町への移住検討のために富岡町お試し住宅をご利用する方で、公共交通機関や車両(自家用車、レンタカー等)を使用して富岡町お試し住宅まで移動される方

※同一世帯で利用できるのは年度内で1回となります。

2. 対象となる経費

(1) 出発地(自宅からお試し住宅までの間の地点)から富岡町お試し住宅までの公共交通機関の交通費および高速道路の利用料

(2) 出発地(自宅からお試し住宅までの間の地点)から富岡町お試し住宅までの間で使用した車両(自家用車、レンタカー等)の燃料費

※タクシーに要する経費は対象外

3. 補助額の基準

(1) 公共交通機関の交通費および高速道路の利用料について

次に掲げる(a)と(b)を足した額とふくしま12市町村移住支援交通費等補助金交付要綱に定めた交通費補助金基準額の半額(以下:(c)とする)を比較して低い方の額とする。

(a) 実際にかかった公共交通機関の往路交通費の2倍(往復相当)

※途中下車や寄り道等をした場合に余分にかかった交通費は対象外とする。

(b) 実際にかかった往路の高速道路の利用料の2倍(往復相当)

※高速道路の利用料は基本的に出発地とお試し住宅までの最短距離で計算することとする。

(2) 車両(自家用車、レンタカー等)の燃料費について

(d) 移動距離1kmあたり 5円

※移動距離の算出方法

出発地(自宅からお試し住宅までの間の地点)から富岡町お試し住宅(住所:福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央338)までの自動車移動の最短距離をGoogleマップをもとに事務局が算出し、算出した距離の2倍(往復相当)とする。小数点以下は切り捨てる。

(3) 具体例

①自宅(北海道夕張市役所)からの場合

交通手段：自家用車（夕張市役所—新千歳空港）、飛行機（新千歳空港—仙台空港）、
レンタカー（仙台空港—お試し住宅）

算出方法：自家用車（夕張市役所—新千歳空港）

$$\text{片道 } 52\text{km} \times 2 = \text{往復 } 104\text{km} \quad 104\text{km} \times 5 \text{円} = \underline{520 \text{円}} \cdots (\text{d})$$

飛行機（新千歳空港—仙台空港）

$$\text{実費額 片道 } 6,590 \text{円} \times 2 = \text{往復 } \underline{13,180 \text{円}} \cdots (\text{a})$$

レンタカー（仙台空港—お試し住宅）

$$\text{片道 } 99\text{km} \times 2 = \text{往復 } 198\text{km} \quad 198\text{km} \times 5 \text{円} = \underline{990 \text{円}} \cdots (\text{d}')$$

高速料金（仙台空港 IC—常磐富岡 IC）

$$\text{実費額 片道 } 2,590 \text{円} \times 2 = \text{往復 } \underline{5,180 \text{円}} \cdots (\text{b})$$

$$(\text{a}) \ 13,180 \text{円} + (\text{b}) \ 5,180 \text{円} = 18,360 \text{円} > \text{基準額 } 24,000 \text{円} \div 2 = \underline{12,000 \text{円}} \cdots (\text{c})$$

$$\text{合計 } (\text{c}) \ 12,000 \text{円} + (\text{d}) \ 520 \text{円} + (\text{d}') \ 990 \text{円} = \underline{13,510 \text{円}} \text{ 【補助額】}$$

②自宅（東京都新宿区役所）からの場合

交通手段：高速バス（バスタ新宿—いわき駅）、レンタカー（いわき駅—お試し住宅）

算出方法：高速バス（バスタ新宿—いわき駅）

$$\text{実費額 片道 } 3,800 \text{円} \times 2 = \text{往復 } \underline{7,600 \text{円}} \cdots (\text{a})$$

レンタカー（いわき駅—お試し住宅）

$$\text{片道 } 41\text{km} \times 2 = \text{往復 } 82\text{km} \quad 82\text{km} \times 5 \text{円} = \underline{410 \text{円}} \cdots (\text{d})$$

$$(\text{a}) \ 7,600 \text{円} > \text{基準額 } 8,000 \text{円} \div 2 = \underline{4,000 \text{円}} \cdots (\text{c})$$

$$\text{合計 } (\text{c}) \ 4,000 \text{円} + (\text{d}) \ 410 \text{円} = \underline{4,410 \text{円}} \text{ 【補助額】}$$

③自宅（神奈川県鎌倉市役所）からの場合

交通手段：自家用車（鎌倉市役所—お試し住宅）

算出方法：自家用車（鎌倉市役所—お試し住宅）

$$\text{片道 } 305\text{km} \times 2 = \text{往復 } 610\text{km} \quad 610\text{km} \times 5 \text{円} = \underline{3,050 \text{円}} \cdots (\text{d})$$

高速料金（朝比奈 IC—常磐富岡 IC）

$$\text{実費額 片道 } 8,260 \text{円} \times 2 = \text{往復 } \underline{16,520 \text{円}} \cdots (\text{b})$$

$$(\text{b}) \ 16,520 \text{円} > \text{基準額 } 10,000 \text{円} \div 2 = \underline{5,000 \text{円}} \cdots (\text{c})$$

$$\text{合計 } (\text{c}) \ 5,000 \text{円} + (\text{d}) \ 3,050 \text{円} = \underline{8,050 \text{円}} \text{ 【補助額】}$$

4. 申し込み方法・利用の流れ

- (1) とみおかくらし情報館サイト内の富岡町お試し住宅予約受付フォームにて、「交通費・燃料代補助を申請しますか」の質問に「はい」にチェックを入れる。
- (2) 事務局より第1号様式（申請書）と記入例がメールにて送られてくるので、富岡町お試し住宅利用

日の5日前までに、必要事項を記入した申請書を事務局メールアドレス (tomiokaplus@gmail.com) まで返送する。

- (3) 富岡町お試し住宅チェックイン時に次項に示す必要な証憑類を提出し、事務局にてコピーを取る。
- (4) 富岡町お試し住宅チェックアウト時に、事務局が算出した補助額の補助金と、第2号様式(領収書)を受け取り、第2号様式(領収書)に押印して提出する。

5. 必要な証憑類

(1) 公共交通機関で移動の場合

電車・高速バス：往路分領収書の写し

飛行機：往路分領収書・搭乗券の写し

(2) 車両(自家用車、レンタカー等)で移動の場合

高速道路：領収書の写し、またはETC利用証明書の写し

自家用車の場合：車検証の写し(出発地が確認できるように自宅住所になっている必要あり。)

レンタカーの場合：契約書の写し

※コピーは事務局に来てからでも構いません。その際は、証憑類の原本をご持参ください。

(3) その他

印鑑 ※補助金の交付時に必要となります。

6. 本制度利用の禁止に関すること

(1) 次に掲げる組織、個人については、本制度の利用をお断りします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
- ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- ③ 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
- ④ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ⑤ 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難な場合や、他の利用者や近隣住民に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
- ⑥ 他人に伝染する恐れのある疾病を有する者
- ⑦ 宗教の勧誘、違法販売セミナー、その他法律に反する目的で利用する者

(2) 前項に該当する、または該当する疑いがあると事務局が判断した場合は、その時点以降、本制度のご利用をお断りします。

7. 免責規定

(1) 事務局は、本制度に関連して生じた利用者及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。

(2) この規定は、事務局に故意または重過失が存する場合には適用しません。

8. その他

(1) 本制度を利用できるのは、富岡町への移住を検討している方に限ります。

- (2) 本制度を利用できるのは、年度内に1回のみとなります。
- (3) お試し住宅利用期間中、利用責任者の方は事務局と常時連絡が取れる状態をお願いします。
- (4) 富岡町お試し住宅の利用については、富岡町お試し住宅のご利用規約に従っていただきます。
- (5) その他利用規約に記載されていない事項については、関係法令に準じて対応します。
- (6) 本制度は、予算が無くなり次第終了となります。
- (7) 事務局は、本規約を予告なく任意に変更することができます。

一般社団法人とみおかプラス

2023年4月1日